

美濃加茂市新庁舎整備基本構想について
(答申 (案))

平成30年1月 日

美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会

答 申

当委員会は、平成29年2月7日付けで美濃加茂市長から諮問のありました美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定における次の事項について、以下のとおり答申します。

なお、「答申書付属参考資料」を併せて参照ください。

諮問事項 美濃加茂市新庁舎整備基本構想について

- 現庁舎の課題整理について
- 新庁舎に求められる基本機能について
- 新庁舎整備の事業手法及び候補地等の比較分析について
- 新庁舎をいかしたまちづくり構想について

1. 検討の経緯

美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会（以下「当委員会」といいます。）では、諮問を受け、会議を6回、市民ワークショップを4回、お出かけワークショップを6回開催し、市民アンケート(1500名の市民に郵送・有効回収率31.8%)、来庁者アンケート(100名)、職員アンケート(485名)、現庁舎の職場環境調査を実施するとともに、他都市の事例等関連資料を収集するなど、市民の意向を十分に反映できるように、諮問事項について慎重に検討を行いました。

諮問事項の検討と併せて、検討の経過を広く市民に知っていただくために、当委員会の会議の結果を「かわらばん」として、また市民ワークショップの結果を「市民ワークショップ通信」として分かりやすくまとめ、公共施設に掲示するとともに美濃加茂市ホームページに掲載しました。さらに「広報みのかも」において、新庁舎整備に関する特集を組み、当委員会の活動等を毎号コラムとして掲載するなど市民に対する情報発信を積極的に行いました。

2. 現庁舎の課題整理

現庁舎の課題は、大きく分けて「老朽化・耐震脆弱性」、「狭あい性」、「防災機能の不足」、「親しみやすい空間の不足」、「まちとの関連性の不足」の5項目

に整理することができます。それぞれの項目について、さまざまな問題点・課題が洗い出されました。これらの課題を解決するためにも、現状のまま使い続けることを見直し、新庁舎整備の検討を進めていく必要があります。

3. 新庁舎整備の基本理念、基本方針等

当委員会では、美濃加茂市第5次総合計画に定められた目指すべき将来像を踏まえた上で、新庁舎が市民と共にまちづくりを行う拠点（ひろば）となるようにとの思いから、「みんなの まあるい まちづくりひろば」が新庁舎整備の基本理念としてふさわしいと考えます。

さらに、当委員会では、新庁舎整備の基本方針として次の5つのコンセプトを考えました。

- ①「全ての人にやさしい庁舎」
- ②「市民が集う開かれた庁舎」
- ③「まちが元気になる庁舎」
- ④「安全で安心な庁舎」
- ⑤「持続可能な庁舎」

この基本方針に基づき新庁舎を整備し、現庁舎の課題を解決することで、新庁舎は「みんなの まあるい まちづくりひろば」になると考えます。

また、基本方針に基づいた新庁舎を整備するためには、「庁舎機能の改善」、「社会的要請への対応」、「まちづくりとの連携」という3つの視点で新庁舎のあり方を十分に検討した上で、庁舎のハード面だけでなく、運用面、デザイン面、コスト面においても対応できる最適な事業手法を選んでいくことが重要です。

4. 新庁舎に求められる基本機能

新庁舎が備えるべき基本機能としては、「市民サービス機能」、「執務機能」及び「市民とのつながりやまちとのつながりに対応した拡張機能」が考えられます。そして、これらを具体的に検討する際には、ユニバーサルデザインや省エネルギー化といった技術的な配慮だけではなく、より人間的な配慮もきわめて重要です。

5. 新庁舎整備の事業手法

新庁舎の整備手法は、従来のような自前型、すなわち市有地に市有の建物を整備して使用方法だけではなく、PFI手法や、民間施設のリース（賃貸、間借り）による手法などを活用することも、検討に値すると考えます。整備手法の選択に当たっては、新庁舎の配置計画と密接に関係させて、費用と資金調達可能性、空間資源の有効活用、まちの活性化効果、公共性などを十分に考慮して選択すべきです。

6. 候補地等の比較分析

美濃加茂市のまちづくりとの連携や、整備コスト、スペースの確保、交通アクセスの容易さ、治安・防災、親しみ・安らぎ、自然・景観、周辺利便性などの視点から様々な検討、議論を踏まえて、次の4カ所を選定しました。これらは、いずれもコンパクトエリア^(※)に含まれています。

- ①現庁舎周辺
- ②美濃太田駅周辺
- ③美濃太田駅北側スーパー周辺
- ④前平公園（岐阜県畜産研究所含む）

この4カ所は、それぞれ新庁舎の候補地としては強みと弱みを持っており、さらに実現可能性などを踏まえて、今後より詳細で具体的な検討を加える必要があります。

(※)コンパクトエリア：「美濃加茂市公共施設等総合管理計画」において定めた庁舎等、主要な公共施設が集約されている地域

7. 新庁舎をいかしたまちづくり構想

「2050年になっても市民みんなが幸せを感じることが出来る庁舎のある未来」の実現を念頭に、ワークショップを重ねました。その結果、「未来に届けたい」多くのタネを見いだすことができましたが、それらは次のような特徴を持っています。

- ・災害にとっても強い、市民を守る防災性がある
- ・みんなが使いやすい
- ・市民が一日過ごせる、ほっとできる
- ・自由に使えるスペースやビジネス交流ができるスペースがある
- ・将来変化に対応できる機能性がある

- ・情報発信基地となれる
- ・楽しい広場となれる
- ・まちの中に人の流れができる

こうしたタネをもとに、新庁舎をいかしたまちづくりには、次の4つの視点が重要と考えます。

- ①生活と商業を結びつけ、人の流れを生むにぎわいのまちづくり
- ②地域の活動やコミュニティを活かし、国籍などを越えた人と人とのつながりを築く交流のまちづくり
- ③美濃加茂の歴史や伝統を継承するまちづくり
- ④既存の地域資源を活かしたまちづくり

当委員会では、以上のことを踏まえ、人・モノ・コト・情報の行き交う場で培われてきた美濃加茂人のDNAである「迎え入れる心」とその「土壌・風土」をまちづくりに活かし、コンパクトエリアで再構築するという思いから、「現代版太田宿」が新庁舎をいかしたまちづくり構想のコンセプトとしてふさわしいと考えます。

8. おわりに

本答申は、市民の意向を十分に反映できるように、市民ワークショップや市民アンケートなどを実施し、慎重に検討してきた結果ではありますが、整備予定地や事業手法の決定など具体的な検討はこれからです。

美濃加茂市においては、本答申を踏まえて新庁舎整備基本計画を策定する際にも、市民の意見に対し十分に耳を傾けながら、より慎重に検討していく必要があります。

最後に、当委員会として、まちづくりの拠点となる新庁舎を整備することにより、「2050年になっても市民みんなが幸せを感じる事が出来る未来」が実現できることを心から望みます。

美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会

答申書付属参考資料(案)

【平成 29 年 2 月 7 日付 諮問 発施第 26 号】

目次

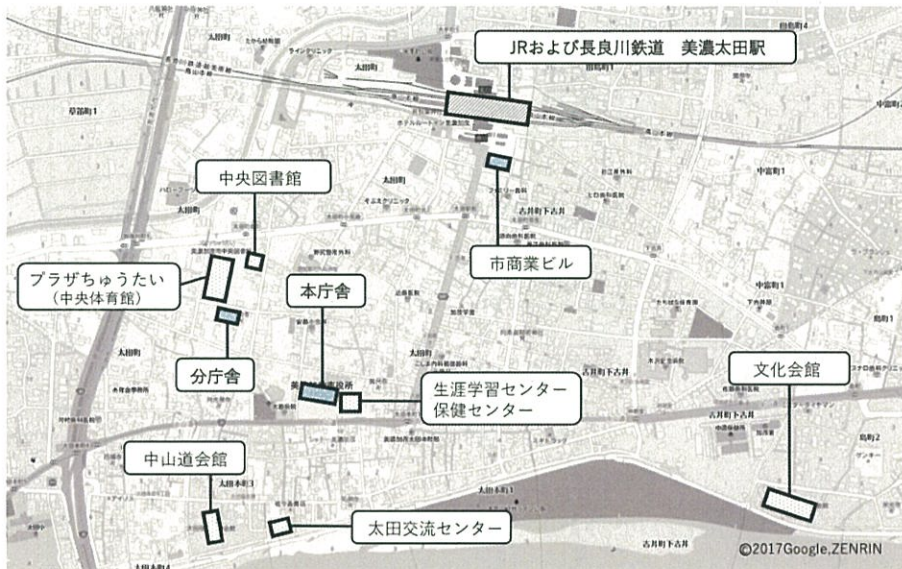
第1章 現庁舎の課題整理	2
1-1 現庁舎の概要	2
1.1.1 現庁舎の配置	2
1.1.2 現庁舎の建物概要	3
1.1.3 現庁舎における各課の配置状況及び職員数	5
1-2 建物における課題整理	6
1.2.1 老朽化・耐震脆弱性について	7
1.2.2 狭あい性について	8
1.2.3 防災機能の不足について	8
1.2.4 親しみやすい空間の不足について	11
1.2.5 まちとの関連性(まちづくり)の不足について	13
第2章 新庁舎に求められる基本機能	14
2-1 新庁舎整備に係る基本理念の策定	14
2.1.1 基本理念	14
2.1.2 基本方針	14
2.1.3 新庁舎整備に必要な視点等	15
2-2 基本機能の整理	18
2.2.1 基本機能	18
2.2.2 新庁舎規模の算定	21
2-3 法的整理	25
第3章 新庁舎整備の事業手法及び候補地等の比較分析について	26
3-1 新庁舎整備の事業手法	26
3-2 新庁舎整備候補地の複数選定と課題整理	28
第4章 新庁舎を活かしたまちづくり構想	32
資料1 美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会 委員名簿	37
資料2 美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会検討経過	38
その他関連資料	
・策定委員会かわら版(全6回)	・市民ワークショップ通信(全4回)
・おでかけワークショップ報告書	
・市役所新庁舎市民アンケート(郵送アンケート/来庁者アンケート)	
・事務所室内温度調査	・職員アンケート

第1章 現庁舎の課題整理

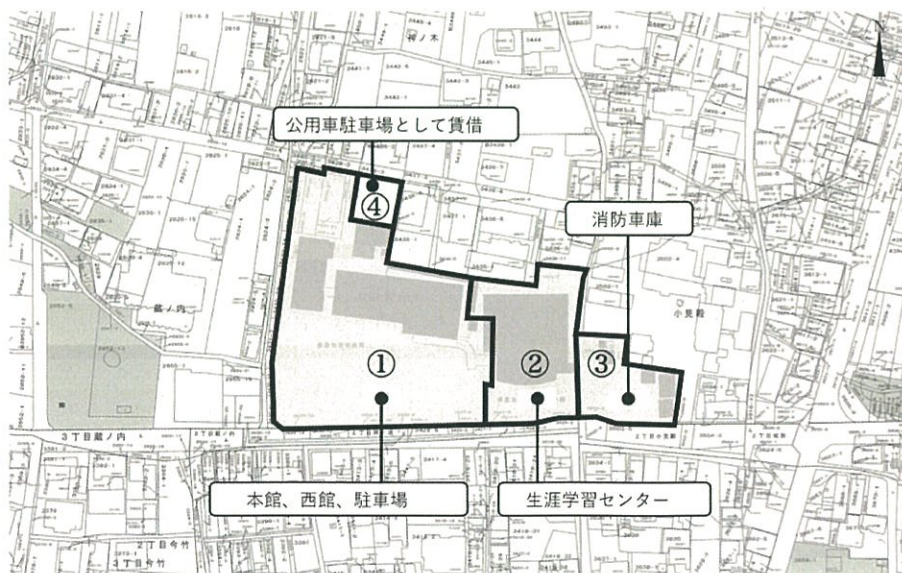
1-1 現庁舎の概要

1.1.1 現庁舎の配置

現庁舎は、JR 美濃太田駅南エリアの太田地区に位置し、本庁舎（本館・西館）と本庁舎から徒歩5分ほどの距離にある分庁舎からなります。本庁舎には生涯学習センターと保健センター、消防車庫が隣接し、周辺には中央体育館、中央図書館など複数の公共施設が立地しています。



(図 1-1 美濃加茂市現庁舎の配置状況)



(図 1-2 本庁舎の敷地状況)

1. 1. 2 現庁舎の建物概要

本庁舎は、本館が昭和36年(1961年)に建設され、西館が昭和54年(1979年)に建設されました。本館、西館ともに旧耐震基準で建設された建築物のため、平成15年(2003年)に耐震補強工事が施されました。分庁舎については、平成2年(1990年)に新耐震基準で建設された建築物です。

	本庁舎		分庁舎
	本館	西館	
完成年	1961(昭和36)年	1979(昭和54)年	1990(平成2)年
築年数(H29年現在)	56年	38年	27年
構造	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建	鉄筋コンクリート造 地上5階建	鉄骨造 地上4階建
エレベーター	なし	あり	あり
耐震性	あり	あり	あり
	旧耐震基準で建設されたが、2003(平成15)年に耐震補強工事を実施済み		新耐震基準(昭56年導入)で建設された
駐車台数	来客者：124台 公用車：25台		来：20台 公用車：25台
	149台		45台
			

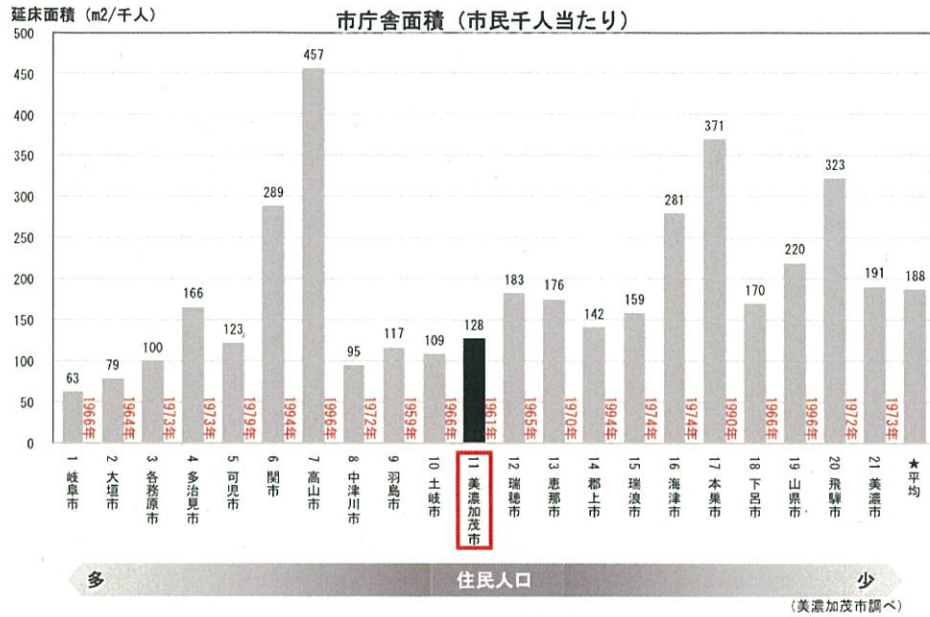
(図1-3 現庁舎の建物概要)

(単位：m²)

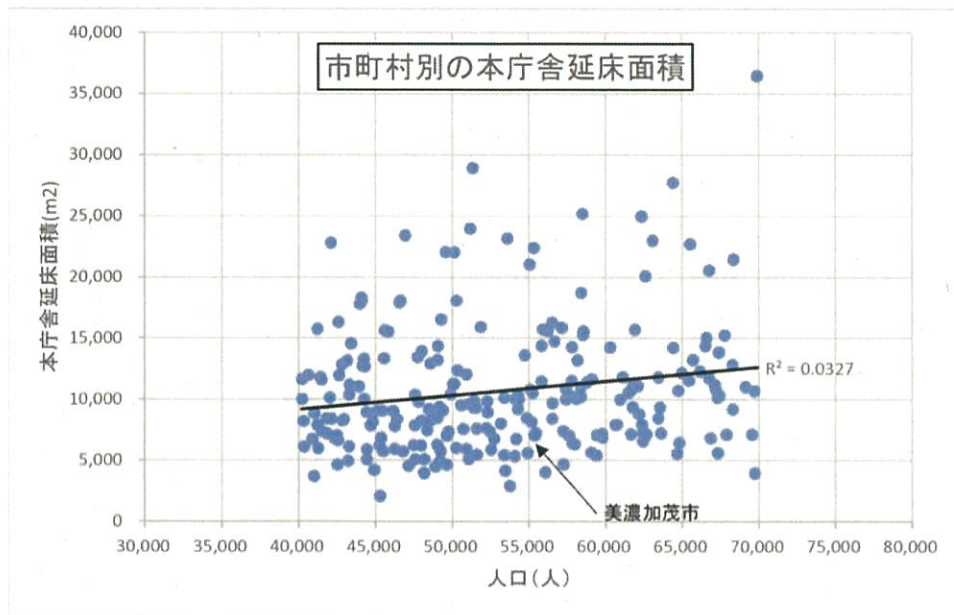
	本庁舎		分庁舎	合計	地方債同意等 基準運用要領等 (総務省)
	本館	西館			
建築面積	1,735.36	372.24	537.90	2,645.50	
延床面積	5階	---	182.25	22.33	約8,800
	4階	111.65+16.00	372.24	453.13	
	3階	850.15+151.90	372.24	453.13	
	2階	832.33+151.90	372.24	506.17	
	1階	850.15+407.18	372.24	506.17+18.93	
	地階	123.67	---		
	3,494.93	1,671.81	1,959.86	7,126.60	
敷地面積 (①~④の位置は 前頁参照)	①市役所(本庁舎・西館)		7,179.45		
	②生涯学習センター		2,552.55		
	③消防車庫		1,385.41		
	④賃借地(公用車駐車場D)		345.55		
			11,462.96	2,441.67	

(図1-4 庁舎別建物・敷地面積)

本庁舎の延床面積は、下図の示す通り、全国の人口同規模市町村及び県内他市の中でも比較的小さいことが分かります。



(図 1-5 県内庁舎の延床面積比較)



- * 調査対象は、人口40,000人～70,000の市町村(全国238市町村)
- * 美濃加茂市の延床面積は、本館、西館、分庁舎の合計
- * 人口(人): H27国勢調査
- * 本庁舎延床面積(m2): 総務省「公共施設状況調経年比較表」

(図 1-6 市町村別の本庁舎延床面積)

1. 1. 3 現庁舎における各課の配置状況及び職員数

平成 29 年現在、現庁舎(本館、西館、分庁舎)における各課の配置状況(市長室、議場、会議室等を含む。)は、以下のとおりです。(表中★マークは、市民利用の多い窓口業務のある課を表す)

本庁舎			分庁舎	
本館		西館		
1階	市民課 ★ こども課 ★ 介護保険課 ★ 国保年金課 ★ 会計課 ★	1階 福祉課 ★ 税務課 ★	1階	
2階	総務課 人事課 防災安全課 防災会議室 地域振興課 財政課 企画課 秘書広報課 市長室・副市長室	2階 収税課 ★ 土木課 消費生活相談室 記者クラブ	2階	上下水道課 ★
		3階 都市計画課 産業振興課 農林課 監査委員事務局 施設経営課	3階	長寿福祉課 学校教育課 教育総務課
3階	議場 正副議長室 議会事務局 施設経営課	4階 総務課	4階	土地改良区 介護保険課
		5階 ランチルーム		

(図 1-7 現庁舎における各課の配置状況)

平成 29 年 1 月 1 日現在、本庁舎、分庁舎に勤務する職員数(嘱託職員、臨時職員を含む。)、市議会議員数及び美濃加茂市の人口(現況人口・将来展望人口)は、以下のとおりです。庁舎整備においては、当データ及びこれからの人口減少社会を考慮し、職員数の増減を検討する必要があります。

○職員数(H29.1.1 現在)

(人)

区分	特別職	部長級	課長級	課長補佐 係長級	一般職(製図)	一般職※	合計	
現況職員数	3	7	27	72	18	226	353	
内訳	本館	2	5	16	33		92	148
	西館		2	7	25	10	78	122
	分庁舎	1		4	14	8	56	83

※一般職は、正職員+嘱託職員+臨時職員

○市議会議員数(H29.1.1 現在)

議員定数	16 人	美濃加茂市議会議員定数条例より
------	------	-----------------

○人口

現況人口(2010 年)	54,729 人	美濃加茂市人口ビジョン作成時
現況人口(2017.1.1 現在)	56,278 人	
将来展望人口(2040 年)	58,318 人	人口ピーク・美濃加茂市人口ビジョンより
将来展望人口(2060 年)	56,694 人	美濃加茂市人口ビジョンより

(図 1-8 職員数、人口等の状況)

1-2 建物における課題整理

本館は築後56年が経過し、修繕費及び維持管理費が増大するとともに、利用者の使い勝手にも不便をきたしていることから、現状のまま使い続けることを見直し、建替えについても検討する時期を迎えています。

現庁舎の課題は、大きく5つの項目に分けられます。

- | |
|-----------------|
| (1) 老朽化・耐震脆弱性 |
| (2) 狭あい性 |
| (3) 防災機能の不足 |
| (4) 親しみやすい空間の不足 |
| (5) まちとの関連性の不足 |

物理的耐用年数

日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による建築物全体の望ましい目標耐用年数は次の表による

構造	代表値	範囲	下限値
鉄筋コンクリート造	60年	50～80年	50年

※美濃加茂市公共施設等総合管理計画では平均値の65年を採用し更新費用を試算。

経済的耐用年数

財務省で定めている、建物における減価償却資産としての法的耐用年数

事務所	鉄筋コンクリート造	50年
-----	-----------	-----

平均寿命の推移

建物の平均寿命による参考値（建物が実際に存在した年数を建物の寿命と呼び、その平均値を平均寿命と呼ぶ。）

事務所	鉄筋コンクリート造	1997年	2005年
		45.63年	51.39年

「建物は何年もつか」（早稲田大学 教授小松幸夫）より



本館は築後56年が経過（H29年4月現在）
そろそろ何か手を打つ必要がある

（図 1-9 庁舎の耐用年数）

1.2.1 老朽化・耐震脆弱性について

【本庁舎】

躯体：複数のクラックが発生。(特に本館に多く見られる)

外装：老朽化により、仕上げ材落下の危険性が高い箇所あり。

内装：漏水跡や塗装のめくれなどが見られる。

設備：老朽化による機能低下や不具合が発生している。

【分庁舎】

躯体：本庁舎に比べて、躯体自身の劣化は見られない。

外装：老朽化により、仕上げ材落下の危険性が高い箇所あり。

内装：壁のひび割れ、雨漏り補修跡が見られる。

設備：設備不足や不適切な配置の問題がある。洋式トイレが2階と4階にしかなく不便である。



1. 2. 2 狭あい性について

【本庁舎】

- ・利用者のスペースは、窓口混雑時に通路幅の確保が困難な状況にある。また、待合がなく居場所に困る利用者が見受けられる。プライバシーに配慮した相談コーナーも確保ができていない。
- ・執務スペースは、手狭であり、打ち合わせスペースや休憩スペースの確保ができていない。
- ・西館ランチルームは、席数が少なく、混雑している。

【分庁舎】

- ・本庁舎に比べると、執務スペースに余裕はあるが、混雑時の利用者のスペースは手狭である。

【駐車場】

- ・本庁舎、分庁舎共に駐車場のスペースが不足している。本庁舎と生涯学習センターが共用していることも原因のひとつと考えられる。混雑時に、駐車できない利用者も多い。



窓口通路の状況

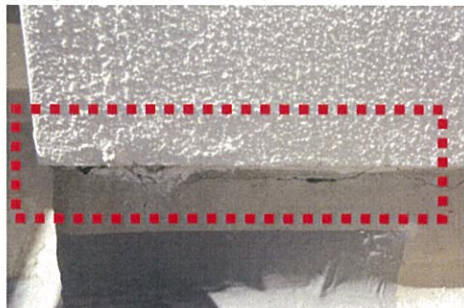


ランチルームの状況

1. 2. 3 防災機能の不足について

【耐震性・安全性】

- ・現庁舎は耐震補強を施しているものの、建物自体の損傷や設備機器類の老朽化が著しく、大規模地震があった際にそれらの破損などにより災害対策の中核拠点としての役割が果たせないおそれがある。
- ・建物が狭いため、市民の避難拠点として位置付けることができない。
- ・駐車場に十分な広さがないため、自衛隊、ボランティアなどの各応援を受け入れるスペースが配慮されていない。



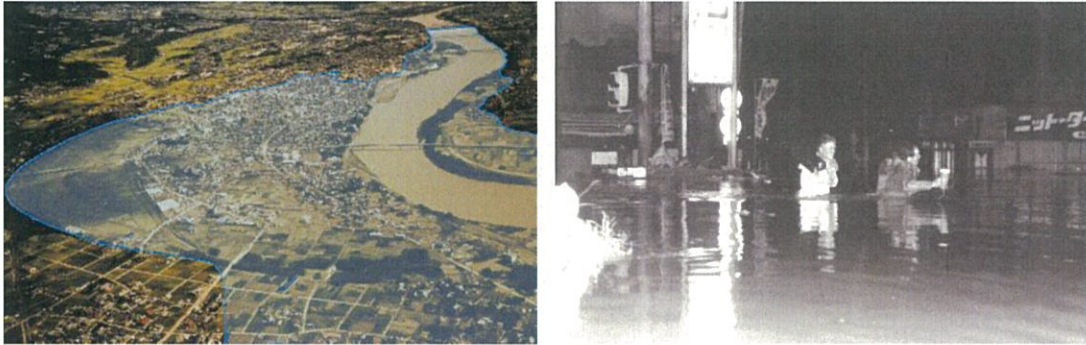
躯体の損傷



駐車場全景

【水害対策】

- ・堤防やダムの整備により、以前に比べて水害は起こりにくいと言われているが、新丸山ダムが完成するまでは、現庁舎は100年に1度の洪水で2.0m未満の浸水が想定されている。
- ・過去の浸水の経験から、防災会議室、サーバー室、キュービクルを2階以上の高さに設置し、浸水対策を行っている。
- ・地下室にボイラー室と空調機械室があることから内水氾濫程度でも水没するおそれあり。水没した場合、庁舎内の冷暖房設備が使用できない可能性が高い。



9.28 豪雨災害（昭和58年9月28日台風10号の洪水による美濃加茂、坂祝の洪水氾らん状況
（一般社団法人中部地域づくり協会 HP より）



(図 1-10 浸水想定区域図)

【災害対策本部機能】

- ・本館2階に災害対策本部として利用可能な防災会議室を設置し、国や県と連絡を取る設備を整備。
- ・防災会議室に隣接して各警報の受信機器を整備した無線室を設置し、市全域への放送が可能。
- ・災害時の対応として非常用電源を設置。ただし、夏冬期には空調による電力消費量を抑えるために日常的に非常用電源を使用している状態にある。



防災会議室
(常時は会議室として利用)



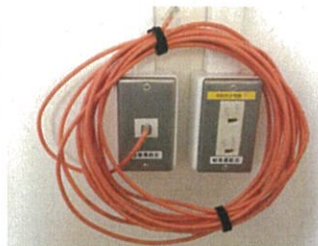
警報発令時の
情報感知機器



無線室



衛星電話



岐阜県防災 LAN

【避難施設等】

・市は地域防災計画を策定済みであるが、現庁舎は避難施設としての位置付けはなく、隣接する生涯学習センターと総合福祉会館が初期対応避難施設となっている。防災備蓄倉庫は、市内8地区に設置し、災害時に必要となる資機材を備蓄しているほか、万が一の水害を想定し、大型備蓄倉庫を西総合運動場と東総合運動場の2か所に設置している。



(図 1-11 避難施設等配置状況)

1. 2. 4 親しみやすい空間の不足について

【ユニバーサルデザイン】

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)(平成18年法律第91号)に定める『バリアフリー化基準(建築物移動等円滑化基準)』を満たさない項目が次のとおり複数見られる。

- ① 階段及びスロープへの点状ブロック等の未敷設
- ② 自力で利用できる車椅子利用者用便房の未設置
- ③ オストメイト対応水洗器具の未設置(本館)
- ④ 音声誘導装置等の未設置
- ⑤ 上下階及び棟間移動における段差(エレベーターは西館のみ)

【トイレの整備】

- ・トイレブース内が狭く、荷物を置く場所が限られている。
- ・廊下などからの目線に配慮されておらず、利用しづらい場所がいくつか見受けられる。
- ・手洗いの設置位置が低く、腰に負担がかかるものが多い。
- ・湿式の床の排水の老朽化により、掃除しづらく、臭気を感じる部分が見られる。
- ・給排水管が原因と想定される水漏れが見受けられる。



簡易間仕切りの身障者用トイレ



高さの低い手洗い



配管不良による漏水

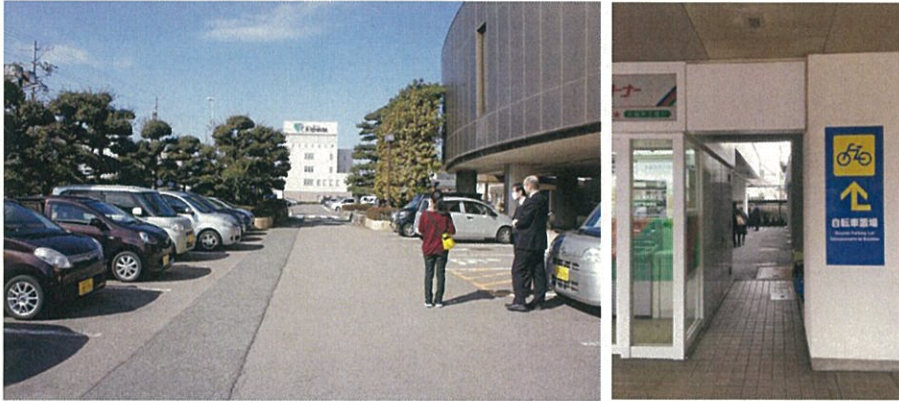
【エントランス】

- ・車寄せの庇によって、入り口が影となり、明るく迎え入れる雰囲気を作りづらい。
- ・館内マップの設置に関わらず、受付に直接訪ねるケースが多い。ワンストップサービスになっておらず、各窓口への動線がわかりにくい状況が原因のひとつと考えられる。
- ・外国語対応はタブレットによるテレビ電話対応を基本とし、やむをえない場合に通訳を呼ぶ形式となっている。(通訳採用数は多い。)
- ・風除室がないため、エントランスは外部に近い温度環境になっており、人の滞在が少ない。



【駐車場・駐輪場】

- ・生涯学習センターとの共用にした結果、混雑時に市役所に用のある来館者が利用できない状況を作り出している。
- ・駐輪場は建物間の空いたスペースを利用しており、場所が分かりにくい。



左:生涯学習センターの駐車場(入りにくいので市役所駐車場が利用されている。)
右:細い通路を通って行く屋外自転車置き場

【議場】

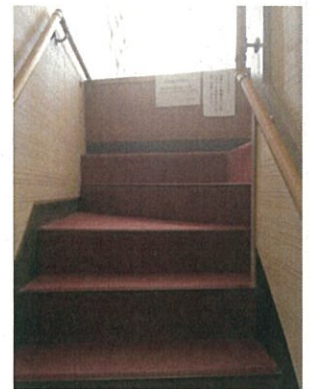
- ・外から見ることはできないクローズタイプの議場である。
- ・閲覧席は狭く急な階段の先にあり、車椅子席は配慮されていない。

【市長室】

- ・部屋を介した奥に位置し、一般の利用者が気にとめることのない配置である。防犯上は有利であるが、オープンな印象を与えにくい状態である。

【意見箱】

- ・意見箱自体は良いが、設置場所が見落としやすく、また鉛筆、意見用紙は不足しており、利用率も低い状況にある。



議場閲覧席用階段



議場閲覧席



市長室の間取り



意見箱

1. 2. 5 まちとの関連性(まちづくり)の不足について

現庁舎は、竣工当時に駅や国道が整備された交通の要衝で、官公庁関連が集積するエリアである現在の位置に建てられ、利用者のアクセスに配慮されたものですが、庁舎機能として、まちとの関連性(まちづくり)に強く結びつく機能は特に見受けられません。ただし、その立地上、イベント時の駐車場開放や、隣接する生涯学習センターでの催しなどまちづくりに関わる事業が行われています。

これからの庁舎には、まちとの関連性(まちづくり)を市民と一緒に考え、実行していくことが求められています。

THE MINO KAMO 昭和36年5月15日発行 (1)

一市業績
人口 21,141人、世帯数 6,307
面積 78.04平方キロ
昭和35年度予算
一般会計 206,000千円
特別会計 57,000千円
繰越金 353,000千円

5月15日
発行所 美濃加茂市役所
編集人 藤田 隆
印刷所 印刷部

一市役所新庁舎
竣工特集号

広報みのかも

躍進美濃加茂市の象徴
待望の市役所新庁舎竣工

ご挨拶
市長 渡辺栄一

美濃加茂市の象徴であり、市民生活の中心地として、市役所新庁舎の竣工は、市民生活の向上に大きく貢献するものと期待されています。この新庁舎は、美濃加茂市の発展と市民生活の向上に大きく貢献するものと期待されています。この新庁舎は、美濃加茂市の発展と市民生活の向上に大きく貢献するものと期待されています。

庁舎竣工を祝して
市長 渡辺栄一



広報みのかも(昭和36年5月15日発行)

第2章 新庁舎に求められる基本機能

2-1 新庁舎整備に係る基本理念の策定

2.1.1 基本理念

本委員会でのワークショップや市民ワークショップ、市民アンケートなどから出た意見を踏まえて、新庁舎が市民と共にまちづくりを行う拠点(ひろば)となるよう、下記のように新庁舎整備の基本理念を策定しました。

【新庁舎整備の基本理念】

みんなのまあるいまちづくりひろば

「まあるいまち」とは、美濃加茂市第5次総合計画にあげている目指すべき将来像「まあるいまち みのかも」から引用しています。

2.1.2 基本方針

基本理念を実現するために、現庁舎の課題を解決し、豊かな未来を目指す5つのコンセプトを新庁舎整備の基本方針とします。

【新庁舎整備の5つの基本方針】

すべての人にやさしい庁舎	市民が集う開かれた庁舎	まちが元気になる庁舎	安全で安心な庁舎	持続可能な庁舎
<ul style="list-style-type: none">・利用しやすい・働きやすい・バリアフリー・ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none">・市民協働ができる・市民が気軽に関わり活動できる・ふらっと寄れる憩いのある空間	<ul style="list-style-type: none">・にぎわいをうむ・人が行き交い、商いが育まれる・美濃加茂暮らしを楽しくする	<ul style="list-style-type: none">・災害に耐え市民の暮らしを守る・地域防災拠点として機能する	<ul style="list-style-type: none">・環境負荷の低減・自然環境を活かす・社会ニーズや高度な技術への柔軟な対応ができる

2.1.3 新庁舎整備に必要な視点等

基本方針に基づいた新庁舎を整備するためには、次の3つの視点で新庁舎のあり方を十分に検討した上で、庁舎のハード面だけでなく、運用面、デザイン面、コスト面においても対応できる最適な事業手法を選んでいくことが重要です。以上の考え方にに基づき、先進的な事例を下記のとおり分析し、美濃加茂市に求められる新庁舎を検討する上で参考としました。

<p>視点①：庁舎機能の改善</p> <p>現庁舎での問題点や課題など改善すべきことに常に向かい合い取り組むこと。</p> <p>視点②：社会的要請への対応</p> <p>社会情勢の変化と共に庁舎の役割や市政のあり方を見つめ、柔軟に対応していくこと。</p> <p>視点③：まちづくりとの連携</p> <p>まちづくりの拠点として、周辺・広域エリアと連携していくこと。</p>

<p>A 庁舎機能の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> a 働きやすい執務環境 (市民サービス向上のため) b 経済性の確保 c 環境配慮 d セキュリティの確保 e 耐震性、安全性 f 水害対策 g ユニバーサルデザイン h 親しみやすい空間 	<p>B 社会的要請への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> i 社会情勢の変化 高齢化、少子化 人口減少 技術革新(IT, AI, IoT) j 庁舎の役割 k 市政のあり方 市民のニーズ 職員の働き方 市の財政状況 l 災害対策拠点としての機能 	<p>C まちづくりとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> m 庁舎周辺のまちづくり n 他地区との連携
---	--	---

【考えるべきこと】



【実現させる手段】

①ハード面での対応	②運用面での対応	③デザイン面での対応	④コスト面での対応
-----------	----------	------------	-----------

(図 2-1 新庁舎整備に必要な3つの視点と4つの手段)

先進事例（新潟県長岡市庁舎）

【考えるべきこと】

A 庁舎機能の改善

h 親しみやすい空間

B 社会的要請への対応

j 庁舎の役割
k 市民のニーズ

【実現させる手段】

①ハード面での対応

・駅に直結した立地
・半屋外の広い市民広場

③デザイン面での対応

・親しみが持てるデザイン



市民交流広場(ナカドマ)

C まちづくりとの連携

m 庁舎周辺のまちづくり

①ハード面での対応

・庁舎を分散配置させ、まちなかの市民回遊を狙う

②運用面での対応

・分庁舎は民間ビルに入居



まちなか分散配置・民間ビルに入居

先進事例（富山県氷見市庁舎）

【考えるべきこと】

A 庁舎機能の改善

f 水害対策

B 社会的要請への対応

k 市の財政状況
l 災害対策拠点

【実現させる手段】

①ハード面での対応

・廃校となった高校の体育館を利用(リノベーション)した庁舎



富山県氷見市庁舎

先進事例（愛知県高浜市庁舎）

【考えるべきこと】

B 社会的要請への対応

j 社会情勢の変化
人口減少
技術革新
k 市の財政状況

【実現させる手段】

①ハード面での対応

④コスト面での対応

・土地は市、建物は民間所有で、民間事業者が工事を
行い市が賃借料を支払う



愛知県高浜市庁舎

先進事例（山梨県山梨市庁舎）

- 【考えるべきこと】**
- B 社会的要請への対応**
 - k 市の財政状況
 - C まちづくりとの連携**
 - m 庁舎周辺のまちづくり

×

- 【実現させる手段】**
- ①ハード面での対応
 - ④コスト面での対応
 - ・閉鎖した民間工場を利用



山梨県山梨市庁舎

先進事例（東京都豊島区役所）

- 【考えるべきこと】**
- A 庁舎機能の改善**
 - e 耐震性・安全性
 - B 社会的要請への対応**
 - k 市の財政状況

×

- 【実現させる手段】**
- ①ハード面での対応
 - ④コスト面での対応
 - 低層部が区役所、上層階がマンション

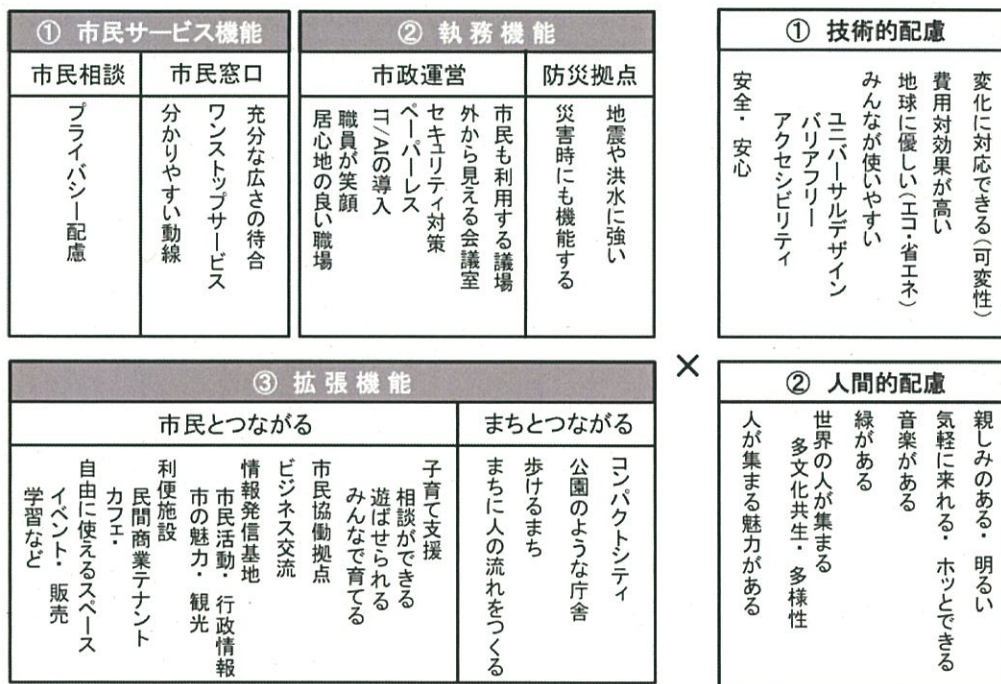


東京都豊島区役所

2-2 基本機能の整理

2.2.1 基本機能

新庁舎に求められる基本機能は、①「市民サービス機能」、②「執務機能」、③「市民とのつながりやまちとのつながりに対応した拡張機能」の3つに大別されます。3つの基本機能について具体的に検討する際には、ユニバーサルデザインや省エネルギー化といった技術的な配慮だけでなく、人間的な配慮もきわめて重要です。3つの基本機能に2つの配慮を掛け合わせることによって、基本方針に基づいた新庁舎の整備を実現していきます。



(図 2-2 新庁舎に求められる3つの基本機能と2つの配慮)

【市民と描いた未来のシーン】

新庁舎は、身の丈にあった施設であるだけでなく、市民が主人公となって日常を豊かに過ごすことができ、訪れる人々にとって魅力的な場所になるような「まちづくりができる庁舎」になることを目指します。

災害にとっても強い/防災（市民を守る）



みんなが使いやすい



市民が一日過ごせる/ほっとできる



自由に使うスペース/ビジネス交流



将来変化する機能性



情報発信基地



まちの中に人の流れができる



楽しい広場



【③拡張機能についての分析】

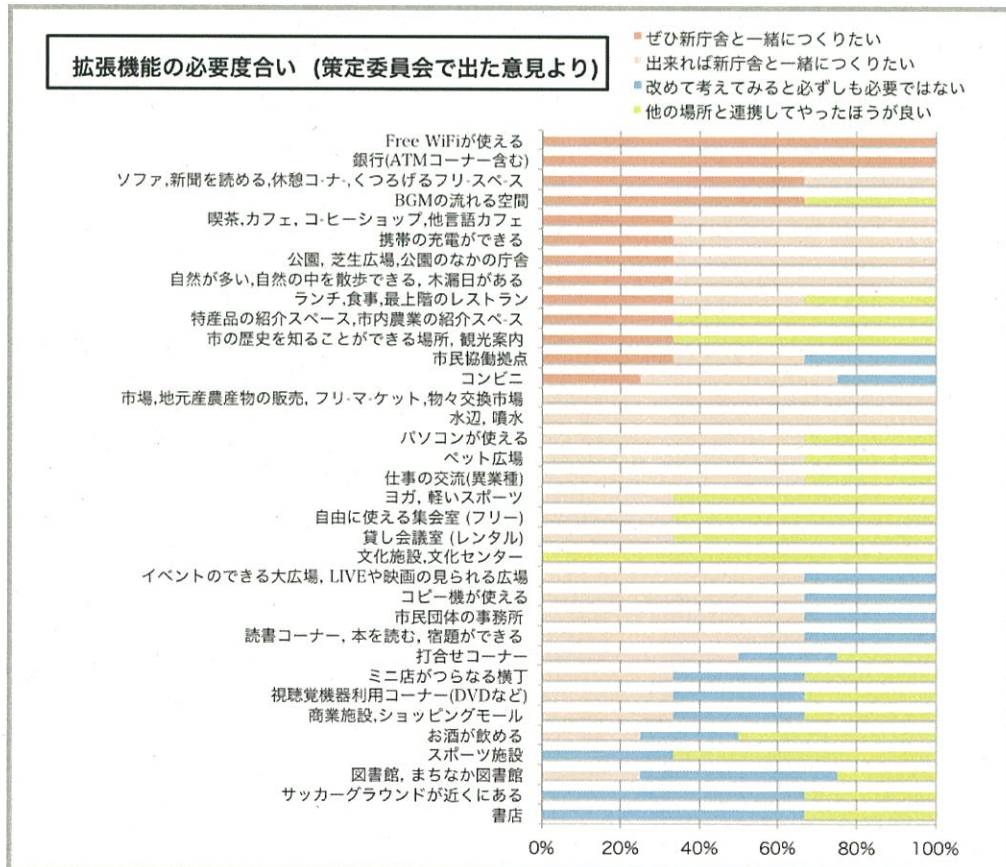
新庁舎整備基本構想策定委員会(以下「策定委員会」といいます。)や市民ワークショップ、アンケートでは、市民やまちが主体となる「③拡張機能」についての要望や意見が多く出されました。様々なアイデアを出していただき、改めて必要性についてふるいにかけた結果、費用対効果の高いものを新庁舎と一緒に整備すべきだという結果がでました。無駄にコストをかけず、費用対効果が高く、みんなが必要とする使える場所が求められています。

Free Wi-FiやATMなどの利便設備や、フリースペースやBGM、カフェなどの自由に使える憩いの場・交流の場のアイデアが該当している。
→比較的**小規模な整備**で実現可能

[改めて考えてみると必ずしも必要ではない機能]
スポーツ施設、美術館、書店や図書館といった、特定の機能に特化したアイデアが該当している。
→比較的**大規模な整備**が必要なアイデア



整備にかかるコストや運営方法等を含め、費用対効果の高い拡張機能を新庁舎と一緒に整備することが望ましい



(図 2-3 参考資料:新庁舎に求める拡張機能とその必要性 市民ワークショップ+策定委員会)

2.2.2 新庁舎規模の算定

多くの自治体で庁舎規模を算定する際に用いられている以下の3つの手法を用いて、新庁舎の適切な規模を検討します。

- (1)「新営一般庁舎面積算定基準」(国土交通省)により算定
- (2)「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱」(総務省)により算定
- (3)同規模人口の他自治体の事例を参考に算定

〈規模算定の前提条件〉

規模算定に必要な条件として、職員数、議員定数が必要となります。本市の場合、以下に示すものを前提条件とし、目安となる規模を積算します。供用開始を想定する年度及び想定年次における本庁舎勤務予定者ならびに市議会議員数を設定しておく必要がありますが、具体的な規模の積算については、新庁舎整備基本計画において行うこととします。

○職員数(H29.1.1 現在)

(人)

区分	特別職	部長級	課長級	課長補佐 係長級	一般職(製図)	一般職※	合計
現況職員数	3	7	27	72	18	226	353
内 訳	本館	2	5	16		92	148
	西館		2	7	25	10	122
	分庁舎	1		4	14	8	83

※一般職は、正職員＋嘱託職員＋臨時職員

○市議会議員数(H29.1.1 現在)

議員定数	16 人	美濃加茂市議会議員定数条例より
------	------	-----------------

○人口

現況人口(2010 年)	54,729 人	美濃加茂市人口ビジョン作成時
現況人口(2017.1.1 現在)	56,278 人	
将来展望人口(2040 年)	58,318 人	人口ピーク・美濃加茂市人口ビジョンより
将来展望人口(2060 年)	56,694 人	美濃加茂市人口ビジョンより

美濃加茂市人口ビジョンによると、2040 年の人口ピーク以降、減少が見られますが 2060 年も現在人口と大差がないことより下記の数値を採用します。

想定職員数 353 人	想定議員数 16 人
-------------	------------

(1) 国土交通省基準による必要面積の算定「新営一般庁舎面積算定基準」

国が庁舎に関する面積算定に用いている統計的な基準に基づき、必要面積を算定する方法です。

施設区分			算定基準	面積算定
①執務室面積			換算人員 × 3.3m ² × 補正係数 1.1	1,870.18
役職区分	職員数	係数	換算職員数	
特別職	3	10	30	108.90
部長・次長級	7	4.5	31.5	114.35
課長級	27	2.5	67.5	245.03
係長級	72	1.8	129.6	470.45
一般職員(製図)	18	1.7	30.6	111.08
一般職員	226	1	226	820.38
合計	353		515.2	1,870.18
②付属面積				864.67
会議室	40m ² /100人、10人増すごとに+4m ²			206.08
倉庫	事務室 × 13%			243.12
宿直室	10m ² /人、1人増すごとに+3.3m ²			10.00
庁務員室	10m ² /人、1人増すごとに+1.65m ²			10.00
湯沸室	6.5～13m ²			13.00
受付及び巡視溜	1.65m ² /人/3かつ min6.5m ²			6.50
便所及び洗面所	職員当り 0.32m ² /人			112.96
医務室	職員規模による			75.00
売店	0.085m ² /人ただし職員数 ≥ 150			30.01
食堂及び喫茶	職員規模による			118.00
理髪室	職員規模による			0.00
電話交換室	換算人数による			40.00
③設備関係面積				514.00
機械室	冷暖房(一般庁舎)面積 ≥ 2000m ²			436
電気室	冷暖房(高圧受電)面積 ≥ 2000m ²			78
自家発電機室	対象外			0
④玄関など	上記各室合計の 35-40%			1,299.54
⑤車庫				90.00
合計				4,638.38

(2) 総務省基準による必要面積の算定

総務省からの通達(「平成 22 年度地方債同意等基準運用要項等について(平成 22 年 4 月 1 日総財地第 79 号)」)において示された庁舎の標準的な面積算定基準に基づき、必要面積を算定する方法です。平成 23 年度に同基準は廃止されていますが、今なお多くの自治体で庁舎規模の基準として広く知られています。

施設区分	職員数(人)	係数	換算職員数	基準面積	面積算定
① 執務室面積	事務室等	1.1			2,963.70
特別職	3	20	60	換算人員 × 4.5m ² × 補正係数 1.1	270.00
部長・次長級	7	9	63		283.50
課長級	27	5	135		607.50
係長級	72	2	144		648.00
一般職員(製図)	18	1.7	30.6		137.70
一般職員	226	1	226		1,017.00
合計	353				2,963.70
② 倉庫	①×13%				385.28
③ 会議室等	常勤職員 × 7.0m ² (電話交換室、便所、洗面所その他)				2,471.00
④ 玄関等	(①+②+③)×40%±10% (廊下、階段その他通行部分)				2,327.99
⑤ 車庫	所有台数 × 25m ² 中型車(乗用車 1 台につき 18m ²) 5 台所有				125.00
⑥ 議事堂	議員数 × 35m ²				560.00
合計					8,832.97

〈人口5万人以上50万人未満の市町村基準を準用〉

(3) 同規模人口の他自治体の事例を参考に算定

	現在人口(万人)	面積(m ²)	想定職員数(人)	職員1人当りの面積	竣工年(年)
岩倉市	5.3	9,143	265	34.50	2002
三好市	5.9	10,106	315	32.08	2012
坂東市	5.6	12,318	326	37.79	2016
出水市	5.5	10,941	450	24.31	2016
結城市	5.2	10,500	352	29.83	2020
朝倉市	5.6	10,900	477	22.85	2021
平均				30.22	
美濃加茂市	5.6	10,667	353	30.22	

国土交通省基準による算定結果と総務省基準による算定結果とでは、新庁舎の必要面積に大きな差が出ています。この差の主な要因は、国土交通省基準が国の庁舎の面積基準であるため、本市のような地方自治体特有の業務に利用される会議室等(防災会議室、納税時に利用する相談室等)を面積計算に想定していないことによるものです。国土交通省基準には、議場等についても含まれていないため、別途計上する必要があります。また、同規模人口の他自治体の事例を見てみると、職員一人当りの面積については 22.8~37.7 m²/人と大きな差があり、平均値を用いた算定では、3つのうちで最も必要面積が大きいという結果になりました。

本市においては、財政面を考慮し、自分たちの創意工夫や民間の知恵を使いながらコンパクトな新庁舎を目指すものとし、下記の数値を新庁舎規模の目安とします。

新庁舎の延床面積=8,800 m² (職員一人当り 24.92 m²/人)

【参考:現在の延床面積】

		延床面積(m ²)	職員数(人)	職員一人当りの面積(m ² /人)
本庁舎	本館	3,494.93	148	23.61
	西館	1,671.81	122	13.70
分庁舎		1,959.86	83	23.61
合計		7,126.60	353	20.18

※ 西館はスペースに余裕がなく、分庁舎はスペースに余裕がある。

※ 本館は書庫等の付属建物を除くと、延床面積 2,767.95 m²で一人当りの面積は 18.70 m²/人となる。

なお、新庁舎の規模については、今後の具体的な検討(文書量調査等)に基づいて精査する必要があります。

〈敷地の規模について〉

敷地の規模については、①建物の階高、②駐車場の必要台数算定、③その他外構計画の想定(広場や緑など)、④建物の分棟についての考え方の取りまとめなど、想定内容によって誤差が大きくなるため、現時点においての算定が困難です。したがって、敷地規模算定は、より詳細な検討を行うこととなる基本計画において検討することとします。

ただし、国土交通省基準の庁舎面積算定において、敷地面積の標準を「建築面積に対して木造の場合4倍、耐火造の場合2.5倍を標準とする」との記述があるため、先の想定延床面積をベースにした目安を計上します。

階数(A)	1	2	3	4	5
延床面積(B)	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
建築面積 C=(B/A)	8,800	4,400	2,933	2,200	1,760
敷地面積(C * 2.5)	22,000	11,000	7,332	5,500	4,400

2-3 法的整理

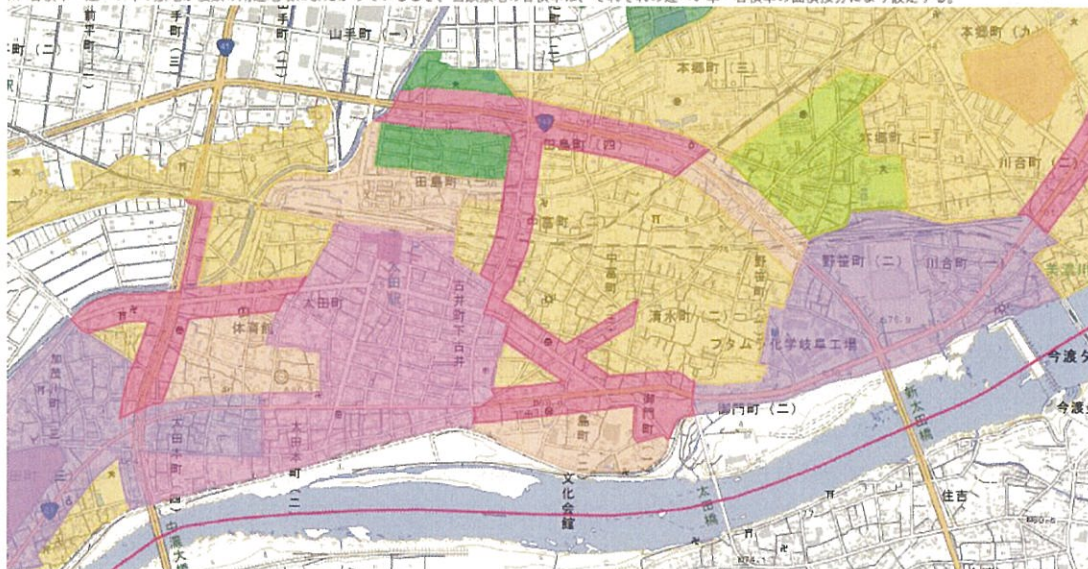
2.2.2において算定した面積をもとに法的整理を行いました。建築基準法(昭和25年法律第201号)上、庁舎は「地方公共団体の支庁又は支所」に該当し、用途地域による法的制限を受けます。下記の地図は用途地域ごとに色分けされており、表の色分けとリンクしています。「建築の制限」にある△印の用途地域では、条件付きで建築可能ですが、現庁舎の延べ床面積を考慮すると一棟での建築は難しいと考えられます。

都市計画法(昭和43年法律第100号)における各用途地域に対しては、建築基準法においても表のような建物の高さに関する制限が設けられているため、建築計画の際には留意する必要があります。また、美濃加茂市は市内全域が都市計画区域に指定されており、都市計画法の規定に基づき、開発区域面積が3,000㎡以上の土地で行う開発行為は県知事の許可が必要となります。しかしながら、単なる形式的な区画の変更や切り土、盛り土を伴わない土地の区画形質の変更に該当する行為は許可が不要となっています。

用途地域 制限	対象エリアとして可能性の低い用途地域				対象エリアとして可能性の高い用途地域								
	一様 低層住専	二様 低層住専	一様 中高層住専	二様 中高層住専	一様住居	二様住居	近隣商業	商業			準工業	工業	工業専用
建築の制限	1	△1	1	△2	△3	○	○	○	○	○	○	○	○
容積率	80%	80%	200%	200%	200%	200%	200%	200%	400%	200%	200%	200%	200%
建ぺい率	50%	50%	60%	60%	60%	60%	80%	80%	80%	80%	60%	60%	60%
高さの限度	10, 12m	12m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北側斜線	1.25+5m	1.25+5m	1.25+10m	1.25+10m	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路 斜線	勾配	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	通用距離	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	20m	25m	20m	20m	20m
隔地斜線	-	-	1.25+20m	1.25+20m	1.25+20m	1.25+20m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m	2.5+31m
対象	軒下7m超 階数3以上	軒下7m超 階数3以上	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	高さ10m超	-	-	-	高さ10m超	-
算定地盤面	1.5m	1.5m	4m	4m	4m	4m	4m	-	-	-	4m	-	-
日影 規制	5~10m	4h	4h	4h	4h	5h	5h	5h	-	-	5h	-	-
	>10m	2.5h	2.5h	2.5h	2.5h	3h	3h	3h	-	-	3h	-	-
準防火地域	-	-	-	-	-	-	-	-	指定	指定	指定	場所により	-
法第22条	場所により	-	場所により	指定	場所により	場所により	場所により	指定	指定	指定	場所により	-	-

※ ○: 建築可 △1: 600㎡以下 △2: 2階以下かつ1500㎡以下 △3: 3000㎡以下

※ 容積率・建ぺい率: 敷地が複数の用途地域にまたがっているとき、当該敷地の容積率は、それぞれの建ぺい率・容積率の面積按分により設定する。

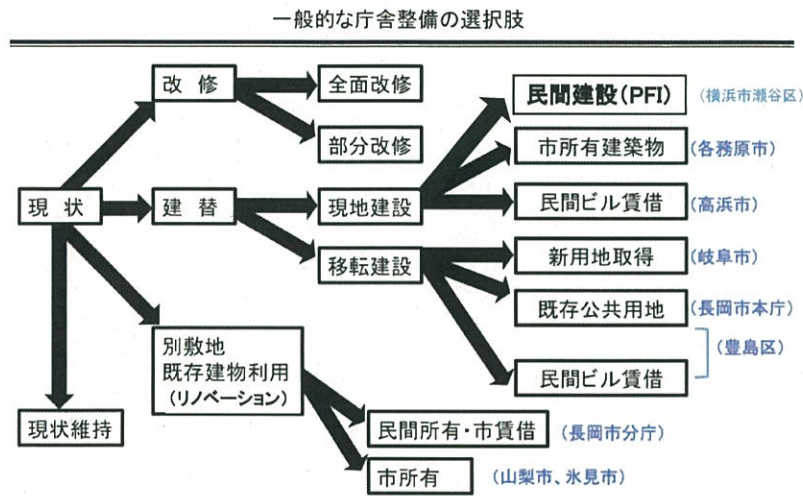


第3章 新庁舎整備の事業手法及び候補地等の比較分析について

3-1 新庁舎整備の事業手法

〈庁舎整備の選択肢〉

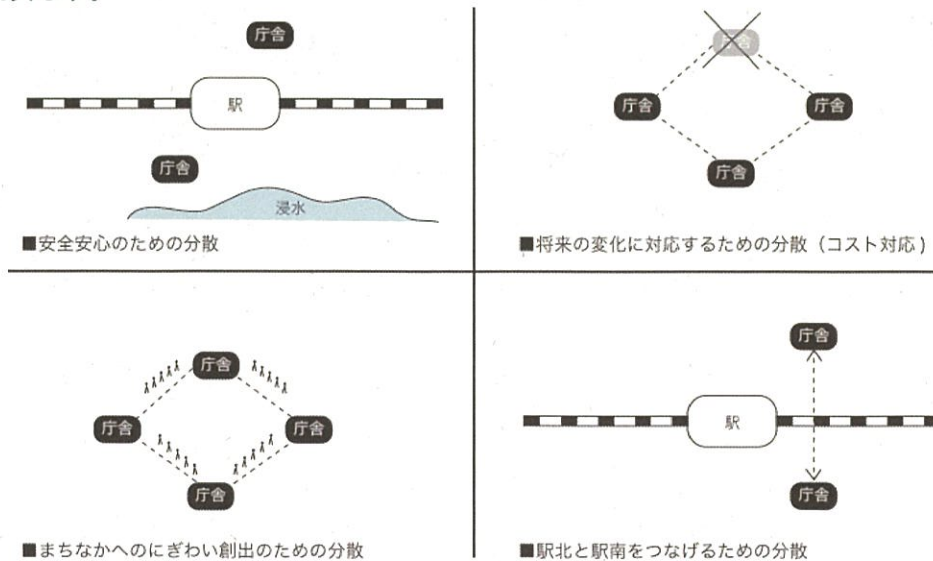
新庁舎整備については下記のような多様な選択肢があります。自前で土地を取得し建物を建設する「従来型」の手法以外に、「従来型以外」と呼ぶべき、建物を改修(リノベーション)により活用、土地や建物をリースや賃貸で使用するなど、近年は社会の変化や財政を見据えた様々な手法が検討されています。



※建物配置については、集中型と分散型の2通りがある。
 ※分散型の場合は複数の手法をとる場合がある

[参考:庁舎の分散について]

現在の庁舎機能は、本庁舎、分庁舎、生涯学習センター、プラザちゅうたい、文化の森、山之上交流センターの6ヶ所に分散しています。すべての機能を一箇所に集約することによる利便性や作業効率の向上などメリットもある一方で、分棟によるメリットも検討し、最終的な新庁舎のあり方を検討していく必要があります。



〈公共施設の事業手法〉

近年、厳しい財政状況のもと、公共投資を出来るだけ抑制しながら、効率的で効果的な公共サービスの提供を図るために、民間の有する資金やノウハウを活用する様々な事業手法が取り入れられてきています。新庁舎整備においても、最も有効な事業手法を選択することが必要であることから、下図に示す「直接建設方式(従来型)」、「リース及び賃借方式(民間活用)」、「PFI方式」の3つについて特徴を整理します。

(1)直接建設方式(従来型)

通常の公共事業の実施方法で、市の財政資金を用いて、設計、建設、維持管理を民間事業者に委託して行います。庁舎においては運營業務を市が直接行います。

(2)リース及び賃借方式(民間活用)

民間事業者が自ら資金調達を行い、設計・建設業務及び維持管理・運営を一体的に行います。リース方式において施設の所有権を市へ移転する場合、移転時期はリース期間満了時が一般的です。賃借については、通常の不動産賃借借契約により、場所を間借りすることをいいます。

(3)PFI方式(公民連携)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)(平成11年法律第117号)に基づいて、民間事業者が自ら資金調達を行い、設計・建設業務及び維持管理・運営を一体的に行います。施設の所有権を市へ移転する時期によって数種の方式があります。

事業方式	直接建設方式(従来型)	リース及び賃借方式(民間活用)	PFI方式(公民連携)
概要	設計、施工を委託や請負契約により発注する。	民間が資金調達した上で設計、建設を行い、市が施設を長期賃借する。	設計・施工・維持管理のすべてを一括発注する。PFI法に基づき実施。
資金調達	市	民間	民間
設計・施工	市	民間、市は賃借契約締結	民間
維持管理	市	民間または民間一市	市または民間一市 または 民間
施設所有	市	民間または民間一市	市または民間一市 または 民間
財政負担の抑制	事業費全体のコスト削減の可能性が低い。	建物リース期間開始前にはコストゼロ。	民間のノウハウ活用で、事業費の削減可能性あり。
財政の平準化	初期費用が高い	可能	可能
補助金の活用	△ 建物の建て方による	×	△ 建物の建て方による
市の意向、市民意見の反映	設計変更に対する柔軟性あり。	性能発注のため、発注後の柔軟な対応が難しい。	
地域経済への波及効果	分離発注によって地元企業の参入機会あり。	大手企業主導になりやすい。	
事業期間	事業の見直しは立てやすいが期間短縮が難しい。	PFIと比べて、柔軟に事業者選定ができる。	PFI法に基づく事業者選定に時間がかかる。
その他	非常時の運営も柔軟な対応が可能。	民間が運営のため、柔軟な対応が難しい。	柔軟な対応が難しいが、施設改変は可能。
事例	多数あり	高浜市役所本庁舎 3,150m ² (期間約22年) 座間味村庁舎 1,289m ² (期間 15年)	紫波町新庁舎 6,650m ² (期間約17年間)

(図3-1 事業手法の比較)

3-2 新庁舎整備候補地の複数選定と課題整理

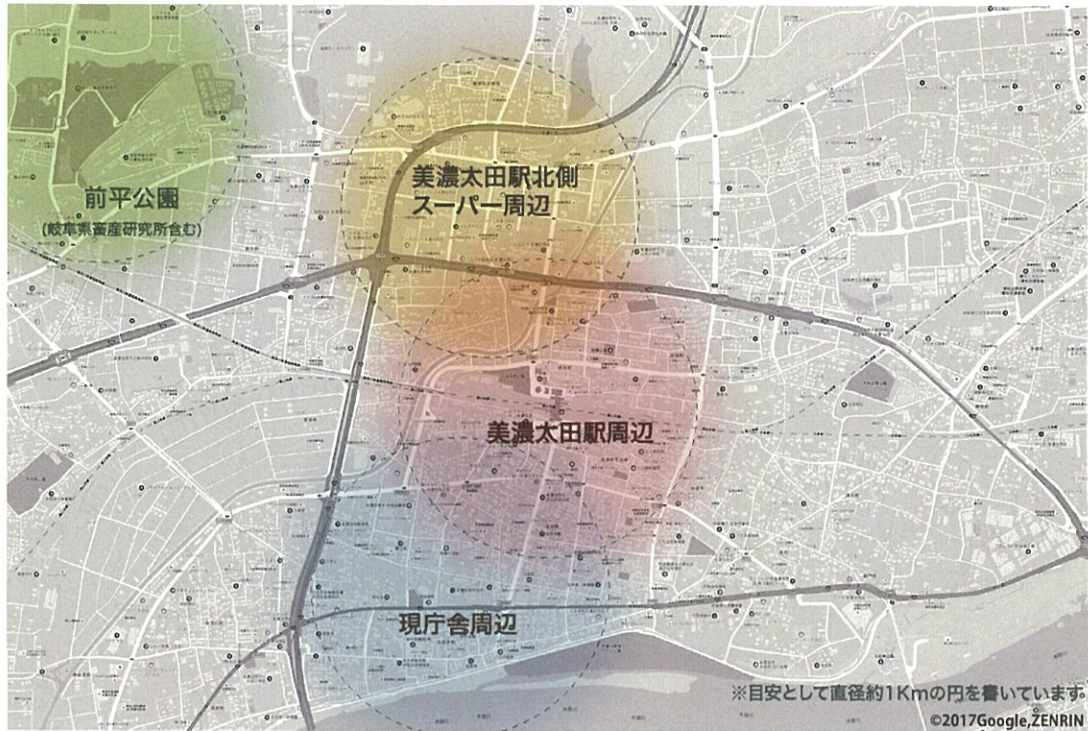
新庁舎整備候補地の選定については、庁舎とともにまちづくりを考える上で大切にしたい場所があるべきかという視点をもって、策定委員会、市民アンケートや、市民ワークショップを通して意見を収集し、美濃加茂市全域から現庁舎を含めた4か所を選定しました。

- ①現庁舎周辺 ②美濃太田駅周辺 ③美濃太田駅北側スーパー周辺
- ④前平公園(岐阜県畜産研究所含む)

〈美濃加茂市全域でみる公共施設の分布図〉



〈今回選定されたエリアの位置〉



【エリアの選定条件】

「まちづくりに生かされる庁舎」という視点で立地選定をおこなった結果、すべてのエリアが駅を中心とした、コンパクトエリア^(※)内に配置されています。また、庁舎の位置については、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)において、次のような規定が定められています。

(※)コンパクトエリア：庁舎等、主要な公共施設が集約されている地域

地方自治法 第4条第2項(抄)

事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

まちづくりの視点だけでなく、庁舎自体の機能や利便性から、立地を決める際には下記の6項目を考慮することとします。

【庁舎自体に求める6つの立地条件】

- ① 誰もが分かり、利用しやすく立ち寄りやすい場所であること
- ② 駐車場も考慮し、庁舎として十分な広さが確保できること。
- ③ 計画地周辺を含めて、生活の利便性が高いこと。
- ④ 土地の取得を含めてコストが抑えられていること。
- ⑤ 緑があり、自然や景観などの環境が整っていること。
- ⑥ 治安がよく、防災面においても安全で安心であること。

前述した視点によって、選定された4つのエリアを分析します。

現庁舎周辺

所在地	太田町 3431 番地 1
敷地面積	12,451 m ²
築年数	本館 1961 年、西館 1979 年 (旧耐)
用途地域	北側：第 2 種住居地域 南側：商業地域
アクセス	国道 21 号線沿い
浸水想定	新丸山ダムが完成するまで木曾川浸水 0.5m~2m 想定区域
権利状況	市有地
解体 / 造成	新築する場合、旧庁舎の解体が必要
周辺環境	中心市街地。 行政施設や総合病院、文化施設などが集まるエリアである。また、徒歩圏内に太田宿や商店街などが立地している。



[まちの特徴・まちづくりの可能性についての考察]

強み: 古くからの住人や商店が多く、駅、商店街、太田宿などの集客スポットに近い。

弱み: まちに賑わいがなく、立地を活かしきれていない。

まちづくりの可能性: 商店街や太田宿などの魅力あるスポットに近い立地を活かし、さまざまな活動や交流ができる賑わいのあるまちづくり

美濃太田駅周辺

所在地	太田町
敷地面積	— (市有地部分の大手町公園 7700 m ²) (市有地部分の市商業ビル 1700 m ²)
築年数	—
用途地域	駅北：第 2 種住居地域 駅南：商業地域
アクセス	JR 美濃太田駅近く
浸水想定	木曾川浸水想定区域 0.5m 未満
権利状況	民地 (大手町公園、市商業ビルは市有地)
解体 / 造成	新築する場合、場所によっては既存建物の解体が必要
周辺環境	JR の乗換駅、長良川鉄道の始発・終着駅があり、駅南には商店街、駅北には都市公園が立地する。駅南には空きビルが点在し、庁舎整備に活用することも考えられる。



[まちの特徴・まちづくりの可能性についての考察]

強み: 誰でも歩いて集まれるアクセスの良さ。外国人向けの店や送迎バスなど、多文化共生の拠点。

弱み: 集いitくなるような魅力的な場所が少なく、賑わいが無い。

まちづくりの可能性: ①立地を活かし、子供から高齢者、外国人まで様々な人が集い、交流し、活動できる「場」のあるまちづくり ②駅を起点として商店街、木曾川ライン公園、太田宿など市の魅力スポットを発信する拠点となるまちづくり ③駅の北側と南側の結節点となるまちづくり

美濃太田駅北側スーパー周辺

所在地	山手町
敷地面積	—㎡
築年数	—
用途地域	無指定
アクセス	248号線、41号線近く
浸水想定	木曾川浸水想定区域外
権利状況	民地
解体 / 造成	新築する場合、場所によっては既存建物の解体が必要
周辺環境	中心市街地北側で郊外のロードサイド店舗が集まる。北側には中部台の住宅団地や文化の森が位置し、南側には徒歩圏内に美濃太田駅が位置する。



[まちの特徴・まちづくりの可能性についての考察]

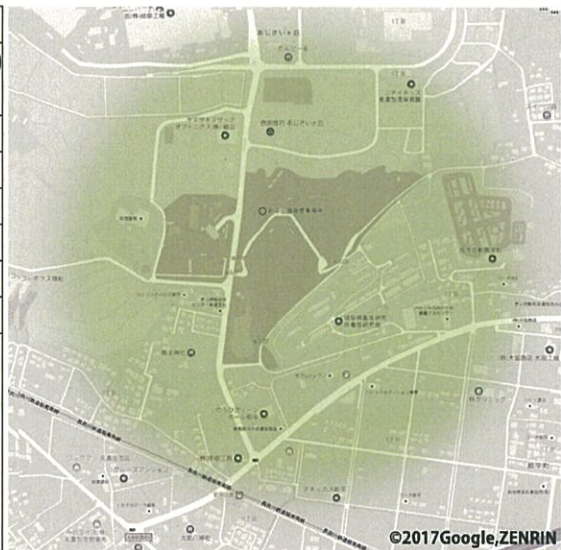
強み: スーパー等の集客施設があり、駅や文化の森も近い。車でアクセスしやすい。

弱み: 歩きたくなるような魅力的な街並みがなく、周辺の活動やコミュニティーも少ない。

まちづくりの可能性: 商業施設を中心に、北側の文化の森や南側の駅を活かし、南北を軸とした人が歩きたくなるようなまちづくり

前平公園(岐阜県畜産研究所を含む)

所在地	前平町
敷地面積	前平公園 130,000㎡程度(市有地は73,000㎡程度) 畜産試験場 30,000㎡程度
築年数	—
用途地域	無指定
アクセス	248号線、41号線近く
浸水想定	木曾川浸水想定区域外
権利状況	市有地
解体 / 造成	場所によっては大規模造成が必要
周辺環境	中心市街地から離れた郊外の都市公園。南側には長良川鉄道の前平公園駅があり、北側には大手企業の工場が複数立地する。



[まちの特徴・まちづくりの可能性についての考察]

強み: 公園や森、スポーツ施設などの遊べる場所とスポーツや子育てを通じたコミュニティーがある

弱み: 郊外で高低差のある場所のため、車でのアクセスが基本となり。歩いてアクセスするのが困難である。

まちづくりの可能性: 「公園や森、スポーツ施設を活かした子育て健康まちづくり」

第4章 新庁舎を活かしたまちづくり構想

新庁舎整備は、美濃加茂市にとって非常に大きな事業となります。建物(ハード)としての利便性や安全性を向上させるだけでなく、美濃加茂市の未来を考え、これからまちがどうあるべきかについての議論が不可欠です。今回、「新庁舎をいかしたまちづくり構想」を策定し、新庁舎のまちづくりにおける位置づけをおこないます。

【新庁舎を活かしたまちづくりとは】

まちづくりには様々な活動がありますが、ここでは「まちの課題を解決する」ことを主軸に考えます。美濃加茂市が目指す方向と重点施策を示した各種計画及び重要課題を下記に示します。

美濃加茂市第5次総合計画後期基本計画「まあるいまち みのかも」

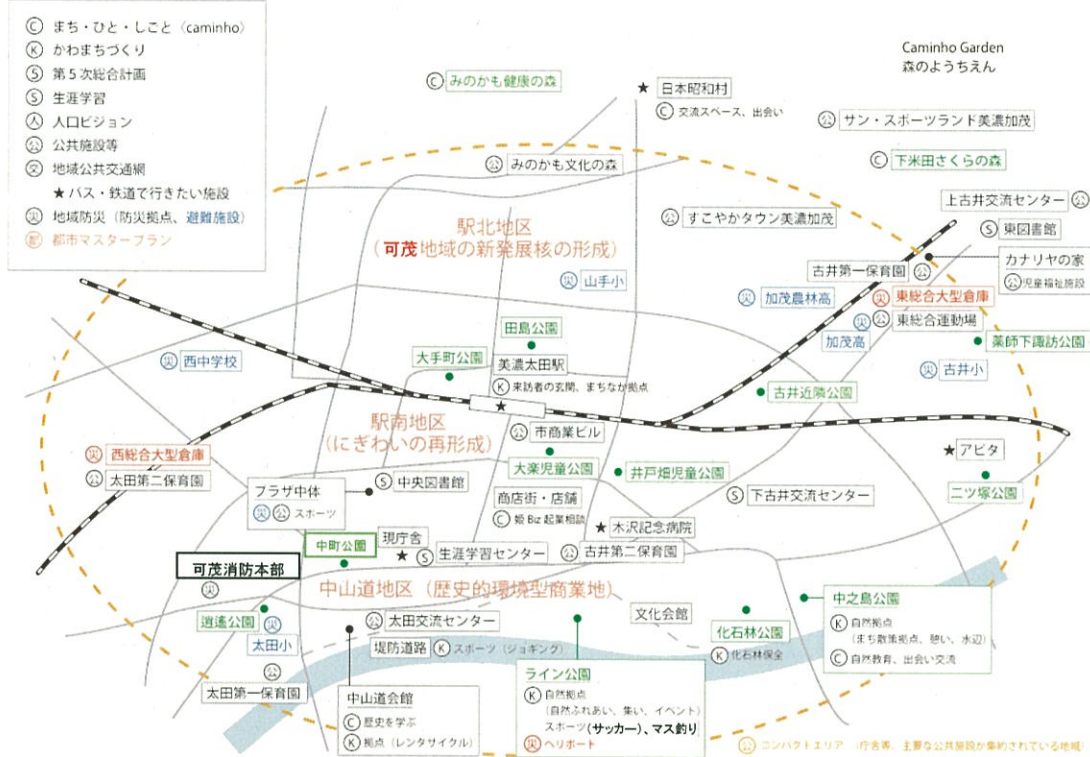
- ・美濃加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略「Caminho」
- ・美濃加茂市地域防災計画
- ・美濃加茂市地域公共交通網形成計画
- ・美濃加茂市障がい者計画
- ・美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画
- ・美濃加茂市・坂祝町生涯学習推進基本構想・基本計画
- ・美濃加茂市スポーツ推進計画
- ・第2次美濃加茂市多文化共生推進プラン
- ・美濃加茂市公共施設等総合管理計画
- ・みのかも定住自立圏第2次共生ビジョン
- ・美濃加茂市かわまちづくり基本計画
- ・美濃加茂市人口ビジョン
- ・美濃加茂市景観計画
- ・美濃加茂市都市計画マスタープラン

第5次総合計画等で設定されている重要課題 「まあるいまち みのかも」

地域の力とやる気をエネルギーとしてまちをつくります
将来もずっと輝き続けることができるまちをつくります

個性を活かし、 まちを愛して行動できる市民を育む	にぎわいのあるまちなかを再生する 中心市街地の再生	農業と地元産の農産物の魅力を高める	もてなしの心を育み、交流人口を増やす	地域ぐるみで安全な環境をつくる	未来を担う、心豊かで たくましい子どもを育む	国籍や文化の違いに関係なく 共に暮らせるまちをつくる	地域の自然、歴史や人材を いかしたまちづくり	安全で便利に移動できる仕組みをつくる	うつくしいまちなみの形成	環境にやさしい暮らし方を進める	協働の視点を立ったより効果の上がる 組織づくり(市役所経営)	経営資源を効率よく活用できる 仕組みづくり(市役所経営)
-----------------------------	------------------------------	-------------------	--------------------	-----------------	---------------------------	-------------------------------	---------------------------	--------------------	--------------	-----------------	-----------------------------------	---------------------------------

美濃加茂市の公共施設及び病院など主要な施設の配置状況とその位置づけを、下記に示します。市全体のネットワークを可視化することによって、それぞれの個性や役割、課題が見えてきます。新庁舎の整備によって、そのネットワークがさらに強く広くなり、暮らしやすいまちを形成していくことが望まれます。



【2050年になっても市民みんなが幸せを感じることができる庁舎のある未来】

策定委員会や市民ワークショップを通じて、「どんな未来になるとよいか、そのとき庁舎の役割はどうだろう。」をテーマに市民の目線で意見を出してもらい、「未来に届けたいタネ」というかたちでまとめました。その結果、新庁舎は「市民と共にあるわたしたちのよりどころ」という大きな視点が見えてきました。

「2050年に未来に届けたいタネ」から読み取る 解決したいまちの課題

安全・安心	みんなが使いやすい (ユニバーサルデザイン) (バリアフリー) タクセスビリティ	地球にやさしい (エコ・省エネ)	費用対効果が高い	変化に対応できる (可変性)	親しみのある・明るい	気軽に来れる・ホッとできる	人が集まる魅力がある	世界の人が集まる (多文化共生・多様性)	緑がある	音楽がある	まちとつながる	市民とつながる
-------	---	------------------	----------	----------------	------------	---------------	------------	-------------------------	------	-------	---------	---------

- ①すべての市民 (みんな) のくらしを守る
- ②みんなを主体とした動きをサポートする
- ③美濃加茂市の魅力そのものを向上させる

ひとことでは表現できない市役所という概念の無い場所
「ふりかえればそこにある あなたに寄り添う」

【まちづくりに新庁舎をいかすということ】

前述の通り、新庁舎は市民にとってよりどころと位置付けられますが、具体的にまちづくりにどのようにいかすかを検討する必要があります。現在、美濃加茂市内でも、様々な視点でまちづくりの取り組みがおこなわれていますが、立地を含め、新庁舎整備と一緒に進めていくことで課題解決が促進する内容を、次のとおり整理しました。

【新庁舎をいかしたまちづくりに求められること】

- ① 生活と商業を結びつけ、人の流れを生むにぎわいのまちづくり
- ② 地域の活動やコミュニティを活かし、人と人のつながりを築く交流のまちづくり
- ③ 歴史や伝統を継承するまちづくり
- ④ 既存の地域資源をいかしたまちづくり

現庁舎周辺

まちづくりの可能性 ▲■■■■■

- ・駅や商店街に近い立地を活かした、交流とにぎわいのまちづくり
- ・太田宿に近い立地を活かした、歴史・文化・観光のまちづくり

庁舎のコンセプト ■■■■

- ・昔と今と未来をつなげる庁舎
- ・今ある使われていない場所が人が集まるまちの拠点になる庁舎

美濃太田駅周辺

まちづくりの可能性 ▲■■■■■

- ・駅を拠点として、市の魅力スポットと連携するまちづくり
- ・国籍や年齢を超えて、多様な人たちが集まり、交流し、活動できるまちづくり
- ・駅の北側と南側をつなぐまちづくり

庁舎のコンセプト ■■■■

- ・空き店舗を活用したコンパクトな庁舎
- ・民間と連携した魅力ある庁舎スポット
- ・広域的なネットワークに強い庁舎

美濃太田北側スーパー周辺

まちづくりの可能性 ▲■■■■■

- ・商業施設を中心とした、人が集まるにぎわいのまちづくり
- ・文化の森や駅とつながり、南北を軸とした歩きたくなるまちづくり

庁舎のコンセプト ■■■■

- ・住んでうれしい、外から来てうれしい、まちあるきの拠点
- ・商業施設との公民連携
- ・日常生活の交流拠点

前平公園 (岐阜県畜産研究所含む)

まちづくりの可能性 ▲■■■■■

- ・公園や自然を活かした子育てのまちづくり
- ・スポーツ施設を中心とした、健康と福祉のまちづくり
- ・自然を活かした景観のまちづくり

庁舎のコンセプト ■■■■

- ・自然豊かでゆとりがあり、多世代の市民が集えて、健康づくりができる庁舎

【まちづくり構想】

【新庁舎をいかしたまちづくりを考慮した上で考えられる候補地】

候補地は駅周辺の2 km 圏内に集まっている



コンパクトエリア内に庁舎を配置する。(公共施設等総合管理計画)

[コンパクトエリア内でのまちづくりについて、課題であり求められていること]

- ・人の流れをつくり、にぎわいをつくっていく。
- ・駅前商店街、太田宿、中之島など地域と連携する。
- ・美濃加茂の伝統を守っていく。中山道を活かす。
- ・国籍を問わず、人と人との交流がうまれる。
- ・空きビルや空き家を有効活用していく。
- ・木曾川、緑など自然を大切に景観に配慮する。

(第4回策定委員会の意見より抽出)

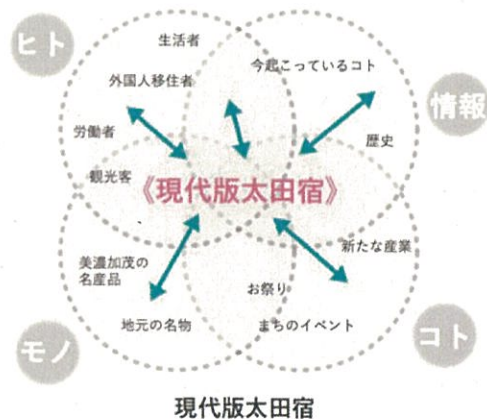
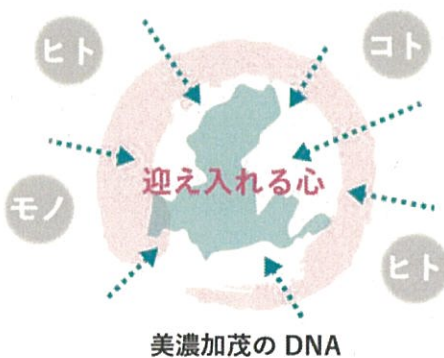


まちづくり構想のコンセプト「現代版 太田宿」

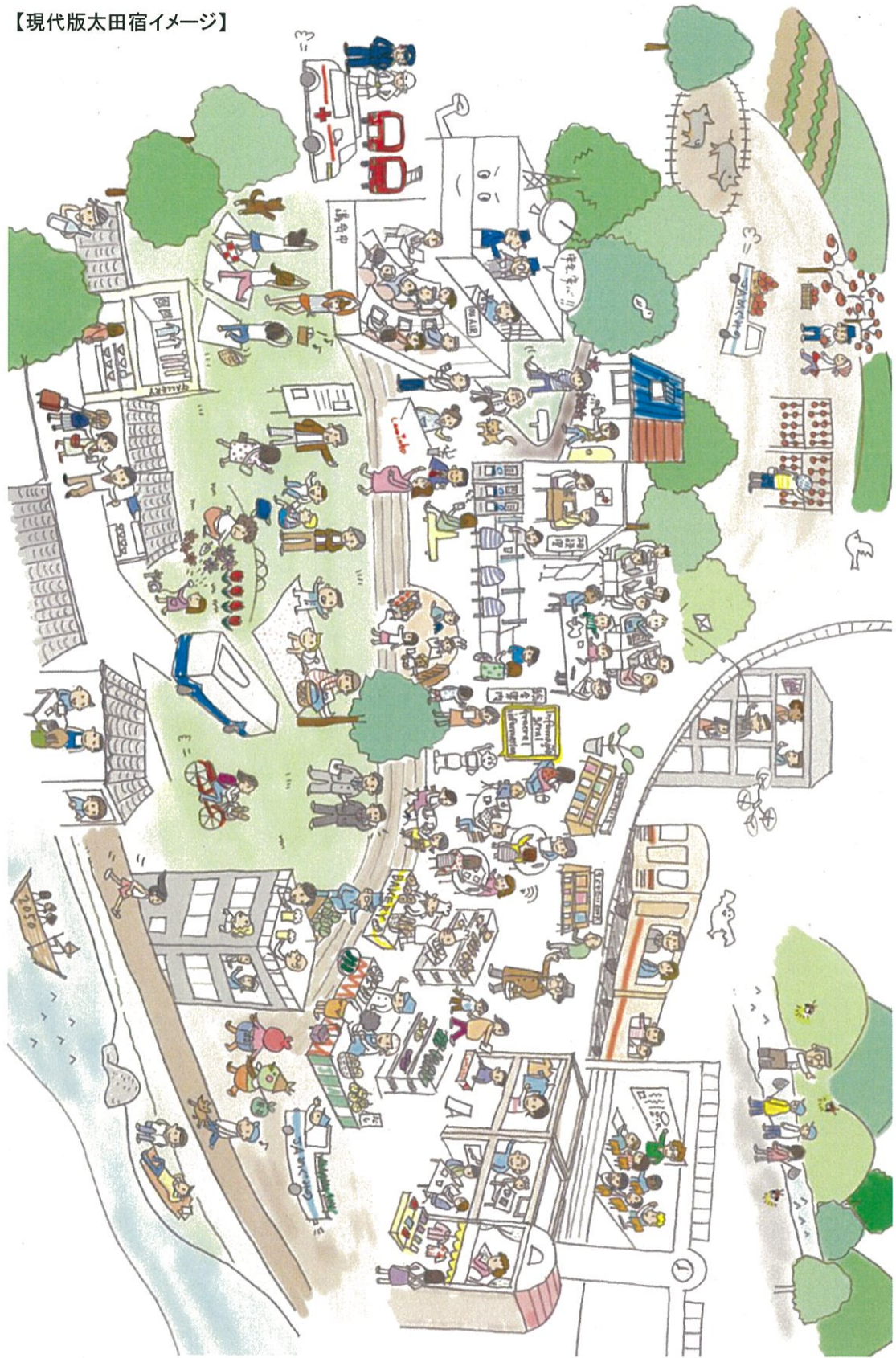
(※地理的な太田を意味するものではない)

「現代版 太田宿」とは

人・モノ・コト・情報の行き交う場で培われてきた美濃加茂人のDNAである「迎え入れる心」とその「土壌・風土」をまちづくりに活かし、今の美濃加茂市のコンパクトエリアで再構築すること。



【現代版太田宿イメージ】



資料1 美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会 委員名簿

(順不同,敬称略)

氏名	所属等
海道 清信	名城大学 都市情報学部教授
須藤 美音	名古屋工業大学 工学部准教授
鈴木 登	美濃加茂商工会議所 会頭
佐合 鋭司	美濃加茂市消防団 団長
鹿野 久美子	美濃加茂市教育委員会 教育委員
日比野 和郎	美濃加茂市社会福祉協議会 会長
山田 智	めぐみの農業協同組合 地域組織課課長
渡邊 博栄	美濃加茂青年会議所 前副理事長
安藤 志郎	NPO 法人美濃加茂国際交流協会 会長
渡邊 須美樹	NPO 法人グリーンネット 代表
佐光 重広	公募市民
佐合 茂樹	公募市民
長谷川 尚子	公募市民
山田 亜光	公募市民
渡辺 勝則	公募市民
西田 康人	公募市民
舟阪 美来	公募市民

所属は委嘱時のもの

資料2 美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会検討経過

回	開催日	内容
第1回	平成 29 年 2 月 7 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・市長挨拶 ・委員紹介 ・会長の選出 ・諮問 「本委員会の設置目的等」 「市庁舎の現状」 「新庁舎整備に関しての意見交換」
第2回	平成 29 年 3 月 29 日(水)	「新庁舎に求められる基本機能」 「新庁舎をいかしたまちづくり構想」
第3回	平成 29 年 5 月 17 日(水)	「現庁舎の課題」 「これからの方向性」
第4回	平成 29 年 8 月 18 日(金)	「新庁舎整備候補地の複数選定と課題整理」
第5回	平成 29 年 10 月 12 日(木)	「新庁舎整備候補地の複数選定」 「新庁舎整備の事業手法」 「新庁舎をいかしたまちづくり構想」 「答申書について」
第6回	平成 29 年 12 月 5 日(火)	「答申書について」